

第88回定時株主総会招集ご通知に際しての 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

①事業報告の「7. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他企業集団の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」	1
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」	3
③連結計算書類の「連結注記表」	4
④計算書類の「株主資本等変動計算書」	9
⑤計算書類の「個別注記表」	10

積水樹脂株式会社

当社は、株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sekisuijushi.co.jp/>)に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

① 事業報告の「7. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他企業集団の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他企業集団の業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会が法令・定款に基づき経営の重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督するとともに、取締役会には監査役全員が、経営会議には常勤監査役が出席することにより、意思決定の適法性を確保する。加えて、内部監査部門である監査室が、当社各事業所において、会計監査及び業務監査を行う。

また、「積水樹脂グループ企業行動指針」において、積水樹脂グループ役職員のコンプライアンスに対する意識向上をはかるとともに、反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当要求に対しても毅然とした姿勢で対応することを明文化し周知徹底に努め、あわせて社内体制の整備強化をはかる。

さらに、社内通報制度「S J C コンプライアンス サポートネットワーク」により、コンプライアンス上の問題が生じた場合は積水樹脂グループ役職員から直接社内窓口または社外の弁護士窓口に通報できる体制を設け、不正行為の早期発見と迅速な是正に努めるとともに、「コンプライアンス委員会」により、積水樹脂グループ全般のコンプライアンスの強化・推進を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の重要書類は法令及び社内規則に基づき、主管部署が責任をもって保存・管理する。なお、決裁書その他重要書類は、監査役の要求がある場合に加え、定期的に監査役の閲覧に供される。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営会議で定められた方針に基づき、品質・安全・環境・コンプライアンスについてはそれぞれ該当する委員会や主管部署を設置して積水樹脂グループ全般のリスク管理を行い、他のリスクに関しては各担当部署・各子会社において業務上のリスクを認識し、リスクの対応策を講じる。

また、「危機管理マニュアル」を策定し、積水樹脂グループの役職員に周知徹底させることで、リスクの発生防止に努めるとともに、重大なリスクが発生した場合は緊急対策本部を設置し、迅速・適確な対応をはかる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を少人数で構成し、原則として毎月1回以上これを開催することにより、経営に関する迅速な意思決定をはかるほか、執行役員制を導入し、適かつ迅速な業務執行を行う。さらに、取締役会の効率性を確保するため、原則として社内取締役により構成される経営会議において、常勤監査役が出席し、十分な事前審議を行う。

⑤ 積水樹脂グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「経営理念」や「行動指針」等に示される基本的な考え方をグループ全体で共有するとともに、子会社の重要な意思決定については、その自主性を尊重しつつ、適切に関与・協議を行い、グループ経営の適正かつ効率的な運営を行う。

さらに、当社は、子会社より業務執行に関する重要な情報について適宜報告を受けるとともに、関係会社社長会を定期的に開催し、業務執行の適正性を確保するほか、当社内部監査部門である監査室による監査や監査役・会計監査人による監査を通して適法性も確保する。

積水樹脂グループのコンプライアンスについては、「コンプライアンス委員会」が統括・推進するほか、当社の主要事業所や子会社にコンプライアンス責任者を置き、コーポレートガバナンスの維持・強化をはかる。

⑥ 監査役が補助使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役が、監査業務を円滑に遂行するための補助使用者を取締役に要請した場合、取締役は監査役と協議し、補助使用者を置く。当該使用者には、監査役の指示のもと、監査役補助業務の遂行に必要な権限を付与する。

当該使用者の専任・兼任の別や異動等人事事項に係る決定については、監査役の同意を要する。

(7) 取締役、執行役員及び使用人、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

当社の取締役及び子会社の代表取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他の会社の経営上重要な影響を及ぼす事実を発見したときは、「危機管理マニュアル」に定める経路により、常勤監査役に報告する。さらにその体制の整備をはかる。

また、監査役は重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会には監査役全員が、経営会議には常勤監査役が出席するほか、監査役監査や決裁書等の重要文書閲覧の際には、必要に応じて担当者にその説明を求める。加えて、子会社往査等を通じて子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受ける。

内部監査部門である監査室は、当社及び当社子会社への会計監査及び業務監査を行っており、監査結果はその都度、代表取締役及び監査役に報告する。

さらに、社内通報制度「SJCコンプライアンス サポートネットワーク」は当社子会社の役員、従業員も利用可能であり、受付窓口は、通報者の個人情報等に配慮したうえで、その通報内容等を代表取締役及び常勤監査役へ報告する。

監査役へこれらの報告を行った役員・従業員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払や支出した費用の償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、その費用等を負担する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は会計監査人が実施した定期的な会計監査の説明を受けて情報交換を行うほか、常勤監査役は会計監査人が実施する各事業所への監査に立会うなど、会計監査人と連携・協調をはかり、監査の充実に努める。

(2) 当該体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた体制の整備とその適切な運用に努めており、当期における運用状況の概要是以下のとおりであります。

- ・取締役会を13回開催し、法令・定款に基づき経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しました。なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。また、取締役の指名や報酬等に関する事項については、独立社外役員が過半数以上にて構成される人事・報酬等委員会の事前審議を経て取締役会で決定いたしました。
 - ・経営会議を14回開催し、経営会議の決議事項のほか、取締役会の効率性を確保するために取締役会付議事項の事前審議・論点整理等を行いました。
 - ・執行役員会を5回開催し、執行役員の業務執行状況に関する報告を受け、審議を行うとともに、取締役会・経営会議決定事項の周知を行いました。
 - ・関係会社社長会を2回開催し、当社代表取締役を含む社内取締役及び常勤監査役出席のもと子会社の業務執行に関する報告を受け、審議を行いました。
 - ・コンプライアンス委員会を2回開催し、当社及び当社子会社におけるコンプライアンスに関する課題の把握と対策の検討を行いました。なお、コンプライアンス体制については、当社の主要事業所や子会社にコンプライアンス責任者を置くとともに、当社及び当社子会社の役員、従業員に対して積水樹脂グループ企業行動指針を解説した小冊子等を用いた定期的な啓発・周知を行っております。
 - ・社内通報制度については、社内及び社外に通報窓口を設置し、通報案件に対して適切な措置を講じる体制を整えております。
 - ・監査室は、監査実施計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査を実施するとともに、監査結果はその都度代表取締役及び監査役に報告しております。
 - ・監査役会を14回開催し、監査報告など法令で定める事項のほかに、監査計画など監査に関する重要な事項を決定するとともに、監査結果等の報告や意見交換等を行いました。
- また、監査役は、取締役会には監査役全員が、経営会議、執行役員会及び関係会社社長会には常勤監査役が出席し、重要な意思決定の過程や業務の執行状況の把握を行うとともに、当社の各部門及び子会社への往査を実施しました。加えて、会計監査人と定期的に会合を設けて情報交換を行うなど監査の充実に努めました。

② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年4月1日 残 高	12,334	13,269	81,263	△5,152	101,715
連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当			△2,485		△2,485
親会社株主に帰属する当期純利益			7,662		7,662
自 己 株 式 の 取 得				△ 4,309	△ 4,309
自 己 株 式 の 処 分		1		26	28
自 己 株 式 の 消 却		△ 117	△4,698	4,816	—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△ 115	477	533	895
2022年3月31日 残 高	12,334	13,154	81,741	△4,619	102,610

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	継 延 ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2021年4月1日 残 高	5,459	1	6	62	5,531	1,463	108,711
連結会計年度中の変動額							
剩 余 金 の 配 当							△2,485
親会社株主に帰属する当期純利益							7,662
自 己 株 式 の 取 得							△4,309
自 己 株 式 の 処 分							28
自 己 株 式 の 消 却							—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,445	11	187	△77	△1,323	105	△1,218
連結会計年度中の変動額合計	△1,445	11	187	△77	△1,323	105	△323
2022年3月31日 残 高	4,014	13	194	△14	4,207	1,569	108,387

③ 連結計算書類の「連結注記表」

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 23 社
スペーシア(株)、積水樹脂商事(株)、エスジェイシー・寿(株)、サンエイポリマー(株)、
セキスイジュショーロッパホールディングス B.V.、サミットストラッピング Corp.、
無錫積水樹脂有限公司、積水樹脂キャップアイシステム(株)、
セキスイジュシ(タイランド)Co.,Ltd.、積水樹脂プラメタル(株)、日本ライナー(株)
他 12 社
なお、積水樹脂産商(株)は、積水樹脂商事(株)との合併により消滅したため、
連結の範囲から除外しております。

非連結子会社 セキスイジュシフィリピン, Inc. 他

(連結の範囲から除いた理由) …… 非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産額、売上高、
当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、い
ずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため連結範囲から除外し
ております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社 2社
日本興業(株)、近藤化学工業(株)

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

セキスイジュシフィリピン, Inc. 他
(持分法を適用しなかった理由) …… 当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等か
らみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微
であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除
外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちセキスイジュショーロッパホールディングス B.V.、サミットストラッピング Corp.、セキスイジュシ
ストラッピング B.V.、ジスロン(ヨーロッパ)B.V.、セキスイジュシ(タイランド)Co.,Ltd.及び無錫積水樹脂有限公司の決
算日は 12 月 31 日であり、連結計算書類作成に当たっては、12 月 31 日現在の計算書類を使用しておりますが、
連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行なうことにしております。

また、その他の子会社の事業年度末日は、連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券
その他有価証券
市場価格のない株式等
以外のもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は
移動平均法により算定)
市場価格のない株式等…………… 移動平均法に基づく原価法
デリバティブ…………… 時価法
棚卸資産…………… 月別移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額について
は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)…………… 当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用しております。
ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用し、海外連結子会社は定額法を採用しております。
無形固定資産(リース資産を除く)…………… 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上しており、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、海外連結子会社は、債権の回収可能性を個別に検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に対応する支給見積額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に対応する支給見積額を計上しております。

役員退職慰労引当金……………国内連結子会社の一部は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、公共分野、民間分野の各製品の製造、販売を主な事業としており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品の引渡時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたと判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しておりますが、当該製品の国内の販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第 98 項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

(5)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として練延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………デリバティブ取引(為替予約取引)

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

為替変動によるリスクを軽減する目的で、当該取引高の範囲内において利用しております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の時価変動額の累計額とヘッジ対象の時価変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っております。

②退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は販売費及び一般管理費として計上していた取引において、当社及び連結子会社が顧客に対して支払いを行っている場合で、顧客に支払われる対価が顧客からの別の財又はサービスに対する支払いではない場合については、取引価格からその対価を控除し、収益を測定することとしております。

また、有償支給取引について、従来は、有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従つており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従つてほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高、販売費及び一般管理費がそれぞれ 31 百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に影響はございません。また、利益剰余金の当連結会計年度の期首残高に与える影響はございません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することいたしました。これによる連結計算書類に与える影響はございません。

(追加情報)

(退職給付制度の移行)

当社は、2021年10月1日より退職一時金制度の一部について、確定拠出年金制度へ移行しており、これに伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日改正)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 2007年2月7日改正)を適用しております。なお、本移行による損益に与える影響は軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額 43,694 百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株数に関する事項

(単位: 株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式 普通株式(注2)	47,313,598	–	4,000,000	43,313,598
合 計	47,313,598	–	4,000,000	43,313,598
自己株式 普通株式(注1,2)	4,320,504	1,989,638	4,013,300	2,296,842
合 計	4,320,504	1,989,638	4,013,300	2,296,842

(注) 1. 普通株式の増加株式数の内訳

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加	1,988,200 株
持分法適用会社の自己株式(当社株式)の取得による増加	1,067 株
譲渡制限付株式の無償取得による増加	251 株
単元未満株式の買取による増加	120 株

2. 普通株式の減少株式数の内訳

取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少	4,000,000 株
譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分による減少	13,300 株

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年4月28日取締役会	普通株式	1,335	31	2021年3月31日	2021年6月4日
2021年10月26日取締役会	普通株式	1,150	28	2021年9月30日	2021年12月1日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年4月28日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,397	34	2022年3月31日	2022年6月3日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、顧客の信用状況の定期的なモニタリングにより取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金は主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、当社グループでは、経営管理部が適時に資金繰り計画を作成することにより、流動性リスクを回避しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額3,932百万円)は、次表には含まれておりません。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	47,031	47,031	—
(2) 受取手形及び売掛金	17,000	17,000	—
(3) 電子記録債権	7,012	7,012	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	13,343	13,343	—
(5) 支払手形及び買掛金	(8,234)	(8,234)	—
(6) 電子記録債務	(5,532)	(5,532)	—
(7) 短期借入金	(1,000)	(1,000)	—
(8) 未払金	(1,602)	(1,602)	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

現金及び預金、受取手形及び売掛金並びに電子記録債権

これらはおおむね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金並びに未払金

これらはおおむね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

	報告セグメント		
	公共分野	民間分野	合計
一時点で移転される財	32,507	33,395	65,903
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	32,507	33,395	65,903
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	32,507	33,395	65,903

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「4. 会計方針に関する事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	当連結会計年度
契約負債(期首残高)	840
契約負債(期末残高)	299

契約負債は主に、製品の引渡し前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

- 1. 1株当たり純資産額
- 2. 1株当たり当期純利益

2,604 円 27 銭
184 円 23 銭

重要な後発事象に係る注記

(自己株式の取得)

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第35条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について下記の通り、決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の改善及び1株当たり利益の増大を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため

2. 自己株式取得に関する取締役会の決議事項

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式総数 | 1,000,000 株(上限) |
| (3) 取得する期間 | 2022年5月2日から2023年3月31日まで |
| (4) 取得価額の総額 | 2,100 百万円(上限) |
| (5) 取得の方法 | 自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を含む市場買付 |

(注)連結計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

④ 計算書類の「株主資本等変動計算書」

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位:百万円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	固定資産圧縮積立金			
2021年4月1日残高	12,334	13,119	115	957	626	8,500	54,926	△5,110 85,469
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金取崩額					△ 1		1	—
剰余金の配当							△2,485	△2,485
当期純利益							6,568	6,568
自己株式の取得							△4,307	△4,307
自己株式の処分			1				26	28
自己株式の消却			△ 117				△4,698	4,816
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	△ 115	—	△ 1	—	△ 614	535 △ 196
2022年3月31日残高	12,334	13,119	—	957	624	8,500	54,311	△4,575 85,273

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日残高	5,458	1	5,459	90,929
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金取崩額				—
剰余金の配当				△2,485
当期純利益				6,568
自己株式の取得				△4,307
自己株式の処分				28
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△1,443	11	△1,431	△1,431
事業年度中の変動額合計	△1,443	11	△1,431	△1,628
2022年3月31日残高	4,014	13	4,028	89,301

⑤ 計算書類の「個別注記表」

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社及び関連会社株式	移動平均法に基づく原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等	期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
以外のもの	移動平均法に基づく原価法
市場価格のない株式等	移動平均法に基づく原価法
デリバティブ	時価法
棚卸資産	製品・商品、原材料・貯蔵品及び仕掛品

月別移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)	定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
無形固定資産(リース資産を除く)	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上しており、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に対応する支給見積額を計上しております。
役員賞与引当金	役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に対応する支給見積額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、公共分野、民間分野の各製品の製造、販売を主な事業としており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、製品の引渡時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しておりますが、当該製品の国内の販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…………デリバティブ取引(為替予約取引)
ヘッジ対象…………外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

為替変動によるリスクを軽減する目的で、当該取引高の範囲内において利用しております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の時価変動額の累計額とヘッジ対象の時価変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。) 等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は販売費及び一般管理費として計上していた取引において、当社が顧客に対して支払いを行っている場合で、顧客に支払われる対価が顧客からの別個の財又はサービスに対する支払いではない場合については、取引価格からその対価を控除し、収益を測定することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。この結果、当事業年度に与える影響はございません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。) 等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日) 第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はございません。

(追加情報)

(退職給付制度の移行)

当社は、2021 年 10 月 1 日より退職一時金制度の一部について、確定拠出年金制度へ移行しており、これに伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第 1 号 2016 年 12 月 16 日改正) 及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 2 号 2007 年 2 月 7 日改正) を適用しております。なお、本移行による損益に与える影響は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額	28,206 百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	4,622 百万円
3. 関係会社に対する長期金銭債権	145 百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債務	15,919 百万円
5. 有形固定資産の取得価額から控除されている圧縮記帳額	10 百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する売上高	6,921 百万円
2. 関係会社からの仕入高	9,013 百万円
3. 関係会社との営業取引以外の取引高	1,465 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(注)	4,244,590	1,988,571	4,013,300	2,219,861

(注)1. 増加株式数の内訳

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加	1,988,200 株
譲渡制限付株式の無償取得による増加	251 株
単元未満株式の買取による増加	120 株

2. 減少株式数の内訳

取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少	4,000,000 株
譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分による減少	13,300 株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	535 百万円
退職給付引当金	382 百万円
減損損失	369 百万円
確定拠出年金移行時未払金	131 百万円
賞与引当金	102 百万円
未払事業税	75 百万円
投資有価証券評価損	63 百万円
貸倒引当金	45 百万円
その他	129 百万円
繰延税金資産小計	1,835 百万円
評価性引当額	△ 950 百万円
繰延税金資産合計	884 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,768 百万円
固定資産圧縮積立金	△ 274 百万円
前払年金費用	△ 271 百万円
その他	△ 5 百万円
繰延税金負債合計	△2,320 百万円

繰延税金負債の純額

△1,435 百万円

関連当事者との取引に関する注記

その他の関係会社

種類	会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他 関係 会社	積水化学 工業㈱	大阪市	100,002	製品製造 及び販売	(被所有) 直接 22.00 間接 0.15	役員 1名	—	自己株式の取得	2,070	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)自己株式の取得は東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を利用し、取引価格は2021年6月14日の終値であります。

子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	積水樹脂 商事㈱	大阪市	72	商品販売	100.00	役員 2名	当社製品の販売及び保険業務の代行	住建製品等の販売	4,789	売掛金	2,814
子会社	積水樹脂 プラマタル㈱	長野県上伊那郡辰野町	489	製品製造 及び販売	89.36 (0.21)	役員 2名	製品仕入及び建屋の賃貸	余剰資金の預り	3,020	預り金	5,455
子会社	サンエイ ポリマー ㈱	山口県岩国市	30	製品製造 及び販売	100.00	役員 2名	当社製品の販売及び製品の仕入	余剰資金の預り	—	預り金	1,400
子会社	スペーシア㈱	滋賀県湖南市	490	製品製造 及び販売	100.00	役員 2名	当社製品の販売及び製品の仕入	余剰資金の預り	1,563	預り金	1,540
子会社	日本ライナー㈱	東京都江東区	100	工事、製品製造及び販売	80.00	役員 2名	当社製品の販売及び製品の仕入	余剰資金の預り	1,000	預り金	1,700

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 取引価格については、市場価格を勘案し、一般的な取引条件と同様に決定しております。
2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税を含んでおります。
3. 議決権等の所有割合の()内は、内数で間接所有割合を記載しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額
2. 1株当たり当期純利益

2,173 円 11 銭
157 円 63 銭

重要な後発事象に係る注記

(自己株式の取得)

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第35条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について下記の通り、決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由
資本効率の改善及び1株当たり利益の増大を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため
2. 自己株式取得に関する取締役会の決議事項

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式総数	1,000,000 株(上限)
(3) 取得する期間	2022年5月2日から2023年3月31日まで
(4) 取得価額の総額	2,100 百万円(上限)
(5) 取得の方法	自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を含む市場買付

(注)計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。